

青森大学 IR 推進センター 規程

(設置)

第1条 この規程は、青森大学学則第1条および青森大学ガバナンス・コード第3章から第5章の規定により、客観的なデータ分析に基づいた青森大学における諸活動の効果検証、及び青森大学の意思決定又は業務の継続的改善等を支援することを目的として設定する。青森大学 IR 推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報の収集・分析・提供に関すること
- (2) 各部局が行う調査等の分析支援
- (3) 自己点検・評価活動の分析及び中期計画等策定の支援
- (4) その他、IR の推進に必要な業務

(構成)

第3条 センターには、次の各号に定める職を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 副センター長 1 名
- (3) センター員

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する本学教職員をもって充てる。
- 3 センター長の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は業務執行に支障が生じた時は、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、学長が指名する本学教職員をもって充てる。
- 3 副センター長の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 センター員は、センターの業務を行う。

- 2 センター員は、学長が指名する本学教職員をもって充てる。
- 3 センター員の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 センターに関する事務は、経営戦略局が行う。

(情報の収集・管理)

第8条 センター長は、第2条各号に掲げる業務の必要に応じて、部局の長等に情報の提供を依頼することができる。

- 2 収集した情報の管理は、青森山田学園情報化推進センターの支援を受けて行う。
- 3 収集した情報における個人情報の取扱いは、学校法人青森山田学園個人情報の保護に関する規程および学校法人青森山田学園情報公開規程の定めるところによる。

(情報の利用制限)

第9条 収集した情報は、学長が特に必要と認める場合を除き、第2条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。